

情報公開制度・個人情報保護制度  
運用状況報告書

令和4年度

和歌山市

総務局総務部総務課

# 目 次

<b>1 情報公開制度のあらまし</b>	
1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開制度の経緯	4
<b>2 情報公開制度の運用状況</b>	
1 公文書開示請求等の処理状況	7
2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数	8
3 部分開示、不開示の理由別内訳	9
4 請求者の内訳	9
5 審査請求の処理状況	10
<b>3 情報提供の状況</b>	
1 資料コーナーの設置	11
2 資料コーナーの利用状況	11
3 主な配架資料	13
<b>4 個人情報保護制度のあらまし</b>	
1 個人情報保護制度の意義	14
2 個人情報保護制度の概要	14
3 個人情報保護制度の経緯	19
(補足) 個人情報の保護に関する法律の改正について	21
<b>5 個人情報保護制度の運用状況</b>	
1 個人情報取扱事務の総数	22
2 目的外利用・外部提供の総数	23
3 個人情報開示請求等の処理状況	24
4 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数	25
5 部分開示、不開示の理由別内訳	26
6 審査請求の処理状況	26
<b>6 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況</b>	
1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	27
2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要	28
3 情報公開・個人情報保護審査会委員	32
<b>7 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況</b>	
1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	33
2 情報公開・個人情報保護審議会委員	33

<資料編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申（第58号）	・・・・・・・・34
（第59号）	・・・・・・・・39

# 1 情報公開制度のあらまし

## 1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて公文書の開示をしなければならない義務を負わせる制度をいいます。

この制度は、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的としています。

本市では、平成5年12月に「和歌山市公文書公開条例」を制定し、平成6年7月に施行しました。さらに、制度施行後5年余を経た平成11年7月、より利用しやすい制度とするため条例を一部改正し、「和歌山市情報公開条例」として同年8月から施行しました。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

### (1) 原則開示

情報公開制度の目的を達成するためには、この制度を実効性のあるものとするのが重要であり、市が保有する情報については、原則として開示することとし、例外として不開示とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限ることとします。

### (2) 個人のプライバシーの保護

個人のプライバシーに関する情報は、最大限に保護します。

### (3) 救済制度の確立

公文書開示請求に対する不開示の決定については、公正かつ公平な救済制度を確立します。

### (4) 実効性のある制度の確立

情報公開制度が市民に有効に活用されるために、すべての市民に分かりやすく利用しやすい制度とし、迅速かつ適切な対応のできるシステムとします。

## 2 情報公開制度の概要

### (1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

### (2) 対象となる公文書

公文書開示請求の対象となる公文書は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の

知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの  
イ 平成6年4月1日以後に作成し、若しくは取得した公文書又は平成6年4月1日以前に作成し、若しくは取得した公文書で、保存期間が永久と定められているもののうち整理を終了したもの。ただし、議会が管理するものにあつては、平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(3) 請求権者

公文書の開示を請求できる方は、次のとおりです。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの

(4) 請求の方法

公文書の開示を請求しようとする方は、「開示請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

(5) 公文書の開示義務

公文書の開示に当たっては、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示をしないことができます。

- ア 個人情報
- イ 法人等事業活動情報
- ウ 意思形成過程情報
- エ 事務事業執行情報
- オ 公共の安全等に関する情報
- カ 法令秘情報

(6) 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求書があつた日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は公文書の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき60日以内の開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

(7) 開示の方法

請求者に対する公文書の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

(8) 第三者からの意見聴取

請求に係る公文書の中に第三者に関する情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができます。

(9) 請求者の費用負担

ア 公文書の閲覧及び視聴に係る費用は、無料とします。

イ 公文書の写しの交付に要する手数料は、請求者の負担とし、手数料等の額は次のとおりとします。

○写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

○写しの送付に要する費用は、送料相当額を徴収します。

(10) 他の制度との調整等

和歌山市情報公開条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合については、適用しません。

また、市民図書館、市立博物館その他市の機関において、公文書の特別な管理がされている場合、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている場合又は官報、白書、新聞等その他の公文書で、不特定多数の方が有償若しくは無償で入手することができる場合についても、適用しません。

(11) 救済手續

公文書の開示をしない旨の決定について審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければなりません。

(12) 情報公開の総合的な推進

実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報を積極的に提供するように努めます。

また、請求権者以外の方から公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めます。なお、手續については、開示請求に準じて行います。

(13) 出資法人の情報公開

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市情報公開条例の定めるところによる公文書の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるように努めます。

(14) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、情報公開条例の運用状況について公表します。

### 3 情報公開制度の経緯

年	月	日	検 討 事 項
平成	2年	3月 1日	○文書管理研究会設置 ・各部局主管課長等で構成。情報公開制度の導入について検討を開始
平成	4年	4月 ～5月	○先進都市調査実施 ・総務部行政事務開発室において先進35都市の制度、取り組み、運用等について調査
平成	4年	6月24日	○和歌山市情報公開推進委員会設置（平成4年6月～平成5年11月の間に3回開催） ・情報公開制度検討部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催） ・公文書管理部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催）
平成	4年	12月25日	○和歌山市情報公開懇話会設置（平成5年1月～7月の間に7回開催） ・委員／学識経験者15名
平成	5年	12月21日	○和歌山市公文書公開条例制定
平成	6年	7月 1日	○和歌山市公文書公開条例施行
平成	7年	8月 1日	○和歌山市公文書公開条例一部改正（和歌山市行政手続条例制定関連）
平成10年	4月 1日		○写しの交付に要する費用を1枚30円から20円に減額(告示)
平成11年	8月 1日		○和歌山市公文書公開条例一部改正 ・題名を「和歌山市情報公開条例」に改称 ・市民の知る権利の保障及び市の説明責任を明記 ・対象公文書の範囲の拡大 ・原則公開の適用除外項目の限定 ・存否を明らかにしないことができる公文書の規定の新設 ・出資法人等の情報公開の努力規定の新設
平成11年	10月 6日		○和歌山市情報公開条例一部改正 ・公平委員会が廃止され、人事委員会が新設されたことに伴い実施機関の規定を改正



平成11年10月8日	○交際費関係書類の公開を開始 ・市、市長、助役、収入役、教育長及び水道局長の交際費関係書類（支出内訳表、支出命令書、領収証書、その他支出証拠書類等）については金額、使途、支出の相手先等も含めて、全面公開することとした。
平成12年1月1日	○和歌山市情報公開条例第20条の規定により、出資法人等の情報公開制度がスタート <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度を実施した法人</li> <li style="padding-left: 20px;">和歌山市土地開発公社</li> <li style="padding-left: 20px;">財団法人和歌山市都市整備公社</li> <li style="padding-left: 20px;">財団法人和歌浦湾水産公社</li> <li style="padding-left: 20px;">財団法人和歌山市文化体育振興事業団</li> <li style="padding-left: 20px;">財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター</li> <li style="padding-left: 20px;">財団法人和歌山市福祉公社</li> <li style="padding-left: 20px;">有限会社和歌山管理サービス</li> <li style="padding-left: 20px;">和歌山市清掃株式会社</li> </ul> </div>
平成12年4月1日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ・和歌山市議会が実施機関に加わる。
平成12年9月28日	○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成13年1月1日	○和歌山市情報公開条例一部改正（審査会の運営に関する審議部分を削除）
平成13年4月1日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ・公文書の公開義務を明記 ・公開請求書の補正手続を明記 ・公文書の本人開示に関する規定を削除 ・自己情報に係る記載の訂正に関する規定を削除 ・和歌山市情報公開審査会に関する規定を削除
平成15年4月1日	○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成17年4月1日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ・「公開」を「開示」に改正 ・不開示情報の規定中、機関間協力関係情報及び非公開条件付提供情報を削除 ・公益上の理由による裁量的開示規定を新設 ・開示決定等の期限の特例規定を新設 ・第三者保護に関する手続規定を明記 ・学術研究用資料、書籍等を適用除外文書とすることを明記

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・不服申立人等に和歌山市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した旨を通知する規定を新設</li> <li>・公文書の適正管理規定を明記</li> </ul>
平成18年	4月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市手数料条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書を用紙に出力したものに係る規定の整備</li> </ul> </li> <li>○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正（和歌山市の出資法人の統廃合に伴う規則改正） <ul style="list-style-type: none"> <li>改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市土地開発公社</li> <li>・財団法人和歌山市都市整備公社</li> <li>・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター</li> <li>・有限会社和歌山管理サービス</li> <li>・和歌山市清掃株式会社</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
平成19年	6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正（和歌山市の出資法人の株式譲渡に伴う規則改正） <ul style="list-style-type: none"> <li>改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市土地開発公社</li> <li>・財団法人和歌山市都市整備公社</li> <li>・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター</li> <li>・和歌山市清掃株式会社</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
平成23年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正（公益財団法人への移行に伴う規則改正） <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター</li> </ul> </li> </ul>
平成27年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市手数料条例一部改正</li> <li>○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正</li> <li>○総務課資料コーナー運営要綱一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚直径120ミリメートル 50円）追加</li> </ul> </li> </ul>
平成28年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市情報公開条例一部改正</li> <li>○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正</li> <li>○和歌山市個人情報保護条例一部改正</li> <li>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政不服審査法全部改正に伴う、同法に規定する審理員制度の適用除外等の所要の改正</li> </ul> </li> </ul>
令和2年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市手数料条例一部改正</li> <li>○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正</li> <li>○市政情報課資料コーナー運営要綱一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・写しの交付に要する費用に、公文書をスキャナにより読み取り光ディスクに複写したもの（光ディスク1枚50円に公文書1面ごとに10円）追加</li> </ul> </li> </ul>

## 2 情報公開制度の運用状況

## 1 公文書開示請求等の処理状況

令和4年度の請求件数（申出を含む。）は107件でした。  
開示請求に対する処理状況は、表1のとおりです。

表1 公文書開示請求等処理状況

区 分		請求件数	処 理 状 況 (件)					
			開示	部分開示	不開示	却下	取下げ	処理中
開 示 請 求	R4年度	78	17	48	4	—	3	7(1)
	R3年度	243	80	107(1)	50	1	5	1
	R2年度	399	158	179	57	—	4	1
	R元年度	124	23	84	12	—	5	—
	H30年度	113	33	64	7	9	—	—
開 示 申 出	R4年度	29	3	19	2	—	5	—
	R3年度	53	18	26	2	—	7	—
	R2年度	27	5	20	1	—	1	—
	R元年度	36	10	23	2	—	1	—
	H30年度	38	9	26	1	—	2	—

\* 括弧の件数は、過年度に請求を受けたもので内数です。

## 2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の請求（申出を含む。）の件数は、表2のとおりです。

表2 実施機関別公文書開示請求件数

区 分		R 4年度
市 長	市 長 公 室	2
	総 務 局	5
	危 機 管 理 局	—
	財 政 局	4
	市 民 環 境 局	20
	健 康 局	2
	福 祉 局	11
	産 業 交 流 局	8
	都 市 建 設 局	28
	出 納 室	—
	小 計	80
教 育 委 員 会		18
選 挙 管 理 委 員 会		1
人 事 委 員 会		—
監 査 委 員		—
農 業 委 員 会		1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—
公 営 企 業 管 理 者 ( 企 業 局 )		3
消 防 長		4
議 会		—
合 計		107

### 3 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示理由の内訳は、表3のとおりです。

表3 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R 4年度	R 3年度	R 2年度	R 元年度	H 3 0年度
第 7 条 区 分	(1) 個人情報	5 6	8 9	1 4 2	7 4	6 0
	(2) 法人等事業活動情報	4 0	5 2	9 7	4 9	5 7
	(3) 意思形成過程情報	3	1 6	1 7	4	1 2
	(4) 事務事業執行情報	1 1	2 8	4 4	1 3	1 9
	(5) 公共の安全等に関する情報	3	2 9	3 7	—	4
	(6) 法令秘情報	3	6	2	2	5
文書不存在		1 3	5 6	7 2	1 4	1 4

\* 第7条区分欄の括弧内の数字は、条例第7条の号番号を示しています。

\* 1件中複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

### 4 請求者の内訳

請求者の区分別の請求（申出を除く。）件数は、表4のとおりです。

表4 請求者の区分別請求件数

区 分	R 4年度	R 3年度	R 2年度	R 元年度	H 3 0年度
市内に住所を有する者	4 6	2 1 5	3 2 7	6 2	8 2
市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体	3 0	2 8	5 8	2 3	1 2
市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者	2	—	1 0	3 8	1 2
市内に存する学校に在学する者	—	—	—	—	—
前各号に掲げるもののほか、実施 機関が行う事務事業に利害関係を 有するもの	—	—	4	1	7

## 5 審査請求の処理状況

公文書開示請求に対する不開示等の決定についての審査請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 審査請求の処理状況（件数）

		R4年度	R3年度	R2年度	R元年度	H30年度
審査請求		2	29	45	6	8
処 理 状 況	棄却	1	6	3	1	1
	認容	—	6	5	—	—
	一部認容	1	2	2	—	—
	却下	—	4	1	—	—
	取下げ	—	18	9	—	—
	処理中	32	32	39	14	9

\* 処理中は各年度末における件数です。

### 3 情報提供の状況



## 1 資料コーナーの設置

本市の情報提供の総合窓口として、また、職員の職務上の利用に供するために資料コーナーを平成6年7月の公文書公開条例の施行に合わせて設置し、市政情報の提供を積極的に推進しているところです。

資料コーナーには、市の施策・事業などを多くの市民に知っていただけるよう、本市の各部課が発行した刊行物などの行政資料を揃えています。

また、情報提供に関する相談、案内のほか、市の刊行物や行政資料の閲覧、写しの交付、販売等を行っており、多くの市民や職員に利用されています。

## 2 資料コーナーの利用状況

令和4年度の資料コーナーの利用状況は表1、有償刊行物の販売実績は表2のとおりです。

表1 資料コーナーの利用状況

区 分		利 用 件 数	写しの交付数
一 般	情報提供申出に係る写しの交付	1, 101	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白黒 2,969面</li> <li>・カラー 1,142面</li> <li>・光ディスク 80枚</li> </ul>
	閲 覧	312	
	行政資料の写しの交付	46	
	刊行物の販売	136	
	市長の資産等報告書の閲覧又は写しの交付	1	
	交際費の閲覧又は写しの交付	—	
	和歌山市公報の販売	—	
	小 計	1, 596	
職 員	閲 覧	7	/
	資料の貸出	5	
	小 計	12	
合 計		1, 608	

表2 有償刊行物の販売実績

有償刊行物の名称	販売単価	販売冊数	金額
令和4年1月 臨時市議会議案	230円	1冊	230円
令和4年2月 定例市議会議案、予算説明書	3,000円	1冊	3,000円
令和4年2月 定例市議会議案、予算説明書(その2)	500円	1冊	500円
令和4年2月 定例市議会議案、予算説明書(その3)	200円	1冊	200円
令和4年2月 定例市議会議案、予算説明書(その5)	540円	1冊	540円
令和4年2月 定例市議会 施策方針	180円	1冊	180円
令和4年2月 定例市議会、予算説明書	5,100円	1冊	5,100円
令和4年3月 臨時市議会議案、予算説明書	80円	1冊	80円
令和4年3月 臨時市議会議案、予算説明書(その2)	80円	1冊	80円
令和4年3月 臨時市議会県特定複合観光施設区域整備計画	1,430円	1冊	1,430円
令和4年6月 定例市議会議案、予算説明書	1,190円	1冊	1,190円
令和4年6月 定例市議会議案、予算説明書(その2)	310円	1冊	310円
令和4年6月 定例市議会議案、予算説明書(その3)	150円	1冊	150円
令和4年6月 定例市議会議案、予算説明書(その4)	50円	1冊	50円
令和4年12月 定例市議会議案、予算説明書	1,610円	1冊	1,610円
令和5年2月 定例市議会、予算説明書	5,200円	1冊	5,200円
令和4年度予算内示資料	400円	1冊	400円
令和5年度予算内示資料	450円	4冊	1,800円
令和2年版 統計資料	250円	1冊	250円
令和3年版 統計資料	250円	3冊	750円
令和3年度 わかやまし産業ファイル	350円	2冊	700円
令和3年度 清掃事業概要	670円	1冊	670円
令和4年版 和歌山市の環境 令和3年度報告	350円	3冊	1,050円
令和2年度版 職員録	1,300円	1冊	1,300円
令和3年度版 職員録	1,470円	1冊	1,470円
令和4年度版 職員録	1,530円	105冊	160,650円
和歌山市建築物における駐車場施設の附置に関する条例	360円	1冊	360円
道路位置指定取扱要領	400円	1冊	400円
一般廃棄物管理票(1枚:5円/1,000枚)5,000円/箱	5,000円	51冊	255,000円
	合計	191冊	444,650円

### 3 主な配架資料

資料コーナーの主な配架資料は、表3のとおりです。

表3 資料コーナーの主な配架資料

区 分		資 料 名 等
市長公室	企画政策部	・市勢要覧 ・市政世論調査概要 ・暮らしのページ ・市報わかやま ・和歌山市長期総合計画 ・統計資料 など
総務局	総務部	・和歌山市公報 ・和歌山市例規集 ・和歌山市職員録 ・情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書 など
危機管理局	危機管理部	・和歌山市地域防災計画 ・和歌山市水防計画 ・防災マップ ・和歌山市交通安全計画 など
財政局	財政部	・定例市議会議案 ・予算説明書 ・和歌山市の財政 など
	税務部	・市税概要 ・市税のしおり など
市民環境局	市民部	・住民基本台帳による指定区別人口及び世帯数調 ・指定区別年齢別男女別人口調 ・男女共生社会に関するアンケート調査報告書 ・和歌山市男女共生推進行動計画 ・和歌山市人権施策行動計画指針 など
	環境部	・和歌山市環境基本計画 ・和歌山市の環境 ・清掃事業概要 など
健康局	保険医療部	—
	健康推進部	・健康わかやま21 ・保健所年報 ・衛生研究所業務報告書 など
福祉局	社会福祉部	・和歌山市障害者計画及び和歌山市障害福祉計画 ・わかやま市の福祉 ・和歌山市高齢者福祉計画 など
	こども未来部	・次世代育成支援行動計画 ・和歌山市父子手帳など
産業交流局	産業部	・わかやまし産業ファイル など
	観光国際部	・史跡和歌山城 など
	文化スポーツ部	・写真にみる戦後の和歌山 ・写真にみるあのころの和歌山 ・和歌山市内遺跡発掘調査概報 ・和歌山市立博物館研究紀要 など
	農林水産部	—
都市建設局	建設総務部	・公共工事コスト縮減対策に関する行動計画 ・入札登録業者一覧 ・発注見込工事一覧 など
	道路河川部	・防災マップ 洪水版
	建築住宅部	・地域住宅計画 ・和歌山市営住宅ストック総合活用計画 など
	都市計画部	・和歌山市都市計画マスタープラン ・建築行政年報 ・和歌山市道路位置指定取扱要領 など
出納室		・和歌山市歳入歳出決算書 など
教育委員会	教育学習部	・和歌山市の教育 ・教育広報わかやまし ・和歌山市の社会教育 ・市民図書館要覧 など
	学校教育部	・学校便覧 ・えがお ・あゆみ など
選挙管理委員会		・選挙の結果 ・地方選挙のあゆみ など
人事委員会		・人事委員会年報 ・職員の給与等に関する報告書及び勧告 など
監査委員会		・包括外部監査結果報告書 ・各会計歳入歳出決算審査意見書 など
農業委員会		・農地資料 など
公営企業管理者 (企業局)	経営管理部	・和歌山市水道統計年報 ・公営企業会計決算書 など
	水道工務部	・水質年報 など
	下水道部	・下水道の概要 など
消防局		・消防年報 ・火災・救急・救助統計 ・和歌山市消防計画 など
議会		・市政概要 ・和歌山市議会会議録 ・市議会だより など
国等		・各種白書 ・官報 など
その他		・住民基本台帳人口要覧 ・各種辞典 ・各種年鑑 など

## 4 個人情報保護制度のあらまし

## 1 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市の保有個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて保有個人情報の開示、訂正、利用停止をしなければならない義務を負わせる制度のことをいいます。

この制度は、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的な人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることを目的としています。

本市では、平成12年9月に「和歌山市個人情報保護条例」を制定し、平成13年4月に施行しました。さらに、平成20年4月、和歌山市情報公開条例と整合性を図るために全面的に見直し、一部改正を行い施行しています。

なお、本市の個人情報保護制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

### (1) 収集制限の原則

個人情報の収集に関しては、個人情報取扱事務（個人情報を取り扱う事務をいう。）の目的を明確にするとともに、収集する個人情報の内容も当該目的を達成するために必要な範囲内に限定します。また、個人情報の収集は原則本人からとし、適法かつ公正な手段によることとします。

### (2) 利用制限の原則

個人情報の利用は、原則として、あらかじめ明確にされた個人情報取扱事務の目的の範囲内に限定します。

### (3) 個人参加の原則

個人が自己に関する個人情報の存在及び内容を知ることができ、かつ、必要な場合には、その情報の訂正及び利用停止をさせることができる手段を保障します。

### (4) 適正管理の原則

収集、蓄積した個人情報は、正確かつ最新のものとして管理するとともに、その紛失、破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して、合理的な安全保護措置を講じます。

### (5) 責任明確化の原則

個人情報の保護に関して、個人情報保護管理責任者等が負わなければならない責任の内容を明確にします。

## 2 個人情報保護制度の概要

### (1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 個人情報の範囲

個人に関する情報（事業を営む個人の当確事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

(3) 収集に関する制限

ア 実施機関が個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。

イ 実施機関が個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはなりません。

(4) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報取扱事務を開始し、廃止し又は変更するときは、あらかじめ市長に届け出なければなりません。また、市長は届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければなりません。

(5) 利用及び提供の制限

実施機関は、原則として保有個人情報を個人情報取扱事務の目的を超えて利用したり、当該実施機関以外のものへ提供してはなりません。

(6) 電子計算機処理の制限

実施機関は、思想、信条及び宗教に関する保有個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある保有個人情報の電子計算機処理を原則として行ってはなりません。

(7) 電子計算機の結合の制限

実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、他の実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合を原則として行ってはなりません。

(8) 適正な維持管理

実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、保有個人情報の保護を図るため、次の措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければなりません。

ア 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。

イ 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

ウ 保有する必要のなくなった保有個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。）は、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(9) 委託に伴う措置等

実施機関は、契約又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に基づき、個人情報取扱事務を他のものに処理させるときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 保有個人情報の開示

ア 開示請求権

(ア) 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示を請求することができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が開示請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による開示請求をすることができます。

(エ) 本人が常時介護を必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障害により自ら開示請求の意思を表示することができない場合において、本人の権利利益を保護するために必要であると認めるときは、規則で定めるところにより、本人以外の者による開示請求をすることができます。

イ 保有個人情報の開示義務

保有個人情報の開示請求があったときは、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示しないことができます。

(ア) 法令秘情報

(イ) 医療情報

(ウ) 未成年者情報

(エ) 第三者情報

(オ) 法人等事業活動情報

(カ) 公共の安全等に関する情報

(キ) 意思形成過程情報

(ク) 事務事業執行情報

ウ 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき30日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

エ 第三者からの意見聴取

請求に係る保有個人情報の中に第三者に関する個人情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、当該第三者の意見を聴くことができます。

## オ 開示の方法

請求者に対する保有個人情報の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

### (11) 開示請求の特例（簡易開示請求）

実施機関があらかじめ定める保有個人情報について、本人が開示請求しようとするときは、口頭により請求することができます。

### (12) 他の制度による開示の実施

実施機関は、法令又は他の条例の規定により保有個人情報が本条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、本条例の規定に関わらず当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示は行いません。

### (13) 保有個人情報の訂正

#### ア 訂正請求権

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が、内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正を請求することができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって訂正を請求することができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が訂正請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による訂正請求をすることができます。

#### イ 訂正の決定及び通知

実施機関は、訂正請求があった日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報の訂正する旨の決定又は訂正しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとしています。

### (14) 保有個人情報の利用停止

#### ア 利用停止の請求

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が（3）に定める収集に関する制限に違反して収集され、個人情報取扱事務の目的を超えて利用され、又は実施機関以外のものへ提供されていると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、利用停止（保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止をいう。）を請求することができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が利用停止請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による利用停止請求をすることができます。

#### イ 利用停止の決定及び通知



実施機関は、保有個人情報の利用停止請求があった日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に利用停止決定等（利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定又は利用停止しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとしています。

(15) 請求者の費用負担

ア 保有個人情報の閲覧及び視聴に係る費用は無料としますが、写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

イ 保有個人情報の訂正、利用停止の請求に係る手数料は、無料とします。

(16) 救済手続

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければなりません。

(17) 適用除外

和歌山市個人情報保護条例の規定は、和歌山市民図書館、和歌山市立博物館その他市の機関において、歴史的、文化的な資料若しくは学術研究用の資料として特別な管理がなされている保有個人情報又は一般的に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている保有個人情報については、適用しません。

(18) 苦情相談の処理

事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、その内容及び趣旨を十分理解した上で、関係法令の内容その他の情報を提供し、必要な助言を与える等の処理に努めます。

(19) 出資法人の個人情報保護

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市個人情報保護条例の定めるところによる保有個人情報の保護の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めます。

(20) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、和歌山市個人情報保護条例の運用状況について公表します。

(21) 罰則

ア 個人情報の不適切な取扱いをした者には、罰則が科されます。

イ 保有個人情報を不正の手段で開示決定に基づく開示を受けた者には、罰則が科されます。

### 3 個人情報保護制度の経緯

年 月 日	検 討 事 項
昭和57年12月	○和歌山市電子計算組織の管理運営及び個人情報保護に関する規程施行
平成8年2月	○和歌山市行政改革大綱策定 ・電算規程を所管する総務部情報システム課が、マニュアル処理までを含めた個人情報保護条例を策定することとなる。
平成9年2月	○和歌山市行政改革実施計画策定 ・個人情報保護条例の制定が明記される。
平成10年4月27日 ～5月29日	○個人情報に関する市民アンケート調査の実施
平成10年8月	○個人情報状況調査の実施 ・市の組織が現在保有する個人情報の大要を把握
平成12年3月29日	○個人情報保護制度検討部会（第1回）の開催 ・情報公開審査会委員で構成。個人情報保護制度の導入について検討を開始
平成12年4月17日	○個人情報保護制度検討部会（第2回）の開催 議題・個人情報保護制度の基本的な考え方について
平成12年4月26日	○個人情報保護制度検討部会（第3回）の開催 議題・総則的事項について
平成12年5月10日	○個人情報保護制度検討部会の（第4回）開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（個人情報取扱事務の届出及び収集の制限について）
平成12年5月25日	○個人情報保護制度検討部会（第5回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（利用・提供の制限について）
平成12年6月5日	○個人情報保護制度検討部会（第6回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（電子計算機による処理及び結合の制限、適正管理及び外部委託について）
平成12年6月14日	○個人情報保護制度検討部会（第7回）の開催 議題・個人情報の開示請求について

平成12年	6月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報保護制度検討部会（第8回）の開催</li> <li>議題・個人情報の訂正（削除）請求について <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の取扱いの中止請求について</li> <li>・手数料について</li> <li>・救済制度について</li> <li>・苦情の処理について</li> <li>・審査会及び審議会について</li> <li>・雑則的事項について</li> <li>・民間部門が保有する個人情報に対する保護対策について</li> <li>・罰則について</li> <li>・個人情報保護制度実施に向けた諸課題について</li> </ul> </li> </ul>
平成12年	6月30日	○情報公開審査会（個人情報保護制度検討部会）が「和歌山市の個人情報保護制度化についての提言」を市長に提出
平成12年	9月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市個人情報保護条例制定</li> <li>○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定</li> <li>○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定</li> </ul>
平成13年	1月1日	○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例施行
平成13年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市個人情報保護条例施行</li> <li>○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例施行</li> </ul>
平成15年	4月1日	○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成15年	8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市個人情報保護条例一部改正（罰則規定を新設）</li> <li>○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正（罰則規定を新設）</li> <li>○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正（罰則規定を新設）</li> </ul>
平成16年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（委託に伴う措置等に関する規定を整備）
平成20年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（個人情報保護制度の強化並びに行政機関個人情報保護法及び情報公開条例との整合性を図るため全面的な見直しを行い、規定を整備）
平成25年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市個人情報保護施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令の施行に伴い「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。</li> </ul> </li> </ul>
平成27年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市手数料条例一部改正</li> <li>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚直径120ミリメートル 50円）追加</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・所掌事務に特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることを追加</li> </ul> </li> </ul>
平成27年10月 5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市個人情報保護条例一部改正</li> <li>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、特定個人情報保護規定を追加</li> </ul> </li> </ul>
平成28年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市個人情報保護条例一部改正</li> <li>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正</li> </ul> </li> </ul>
令和 2年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和歌山市手数料条例一部改正</li> <li>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・写しの交付に要する費用に、公文書をスキャナにより読み取り光ディスクに複写したもの（光ディスク1枚50円に公文書1面ごとに10円）追加</li> </ul> </li> </ul>

### （補足）個人情報の保護に関する法律の改正について

地方公共団体における個人情報保護制度は、各々が定める条例に基づき実施されていたため各団体において相違が生じていましたが、令和5年4月1日に施行した「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」の改正により、その所管を国の個人情報保護委員会に一元化され、全国的な共通ルールのもとで運用されることとなりました。

本市においても改正法の施行に伴い「和歌山市個人情報保護条例」を廃止し、法に基づく制度実施に必要な事項を定めた「和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例」等を制定しました。

## 5 個人情報保護制度の運用状況

## 1 個人情報取扱事務の総数

実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするとき、若しくはその事務を廃止しようとするときは、市長に届け出ることとなっています。

令和4年度の届出状況は、表1のとおりです。

表1 個人情報取扱事務の届出状況

実施機関名		届出件数
市長	市長公室	27
	総務局	49
	危機管理局	23
	財政局	31
	市民環境局	155
	健康局	196
	福祉局	187
	産業交流局	112
	都市建設局	159
	出納室	1
	小計	940
教育委員会		151
選挙管理委員会		21
人事委員会		11
監査委員会		5
農業委員会		9
固定資産評価審査委員会		2
公営企業業者 (企業局)		89
消防長		89
議会		12
全庁共通		12
合計		1,341

## 2 目的外利用・外部提供の総数

実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超える保有個人情報の利用をしたとき、又は当該実施機関以外のものへ保有個人情報の提供をしたときは、市長に届け出ることとなっています。

令和4年度の届出状況は、表2のとおりです。

表2 目的外利用・外部提供の総数

実施機関名		届出件数
市長	市長公室	7
	総務局	27
	危機管理局	—
	財政局	18
	市民環境局	30
	健康局	87
	福祉局	76
	産業交流局	14
	都市建設局	17
	出納室	1
	小計	277
教育委員会		34
選挙管理委員会		5
人事委員会		4
監査委員		—
農業委員会		2
固定資産評価審査委員会		1
公営企業業者 (企業局)		26
消防長		30
議		3
全庁共通		2
合計		384

### 3 個人情報開示請求等の処理状況

令和4年度の開示請求件数は、358件（その内、簡易開示請求197件）ありました。  
開示請求に対する処理状況は、表3のとおりです。

表3 個人情報開示請求処理状況（件数）

区 分	請求件数	処 理 状 況 （件）					
		開 示	部分開示	不開示	却 下	取下げ	処理中
R4年度	358	270	77	8	—	1	2
R3年度	333	245	83	5	—	—	—
R2年度	262	196	59	1	—	6	—
R元年度	335	236	90	3	—	6	—
H30年度	344	269	67	6	—	2	—



#### 4 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の開示請求等件数は、表4のとおりです。

※括弧内の数字は簡易開示件数

表4 実施機関別個人情報開示請求等件数

区 分		R 4 年度
市 長	市 長 公 室	—
	総 務 局	1
	危 機 管 理 局	—
	財 政 局	7
	市 民 環 境 局	58
	健 康 局	39
	福 祉 局	48
	産 業 交 流 局	—
	都 市 建 設 局	2
	出 納 室	—
小 計		155
教 育 委 員 会		4
選 挙 管 理 委 員 会		—
人 事 委 員 会		198 (197)
監 査 委 員		—
農 業 委 員 会		—
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—
公 営 企 業 管 理 者 ( 企 業 局 )		—
消 防 長		1
議 会		—
合 計		358 (197)

## 5 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示の理由は、表5のとおりです。

表5 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R 4 年度	R 3 年度	R 2 年度	R 元年度	H 3 0 年度
第 15 条 区 分	(1)法令秘情報	—	1	—	—	—
	(2)医療情報	1	1	—	—	—
	(3)未成年者情報	—	1	—	—	—
	(4)第三者情報	6 6	6 4	4 8	7 6	5 6
	(5)法人等事業活動情報	3 1	3 5	3 1	4 3	4 7
	(6)公共の安全等情報	1 3	1 0	8	1 0	—
	(7)意思形成過程情報	—	1	1	—	—
	(8)事務事業執行情報	5	6	5	1 1	7
文書不存在		1 4	1 1	2	5	8

※ 第15条区分欄の括弧内の数字は、条例第15条の号番号を示しています。

※ 1件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

## 6 審査請求の処理状況

個人情報開示請求等に対する不開示等の決定についての審査請求の処理状況は、表6のとおりです。

表6 審査請求の処理状況（件数）

		R 4 年度	R 3 年度	R 2 年度	R 元年度	H 3 0 年度
審 査 請 求		—	3	5	1	4
処 理 状 況	棄 却	—	2	2	1	—
	認 容	1	1	—	—	—
	一 部 認 容	—	—	4	—	—
	却 下	—	—	—	—	—
	取 下 げ	—	—	—	—	2
	処 理 中	1	2	2	3	3

## 6 情報公開・個人情報保護審査 会の運営状況

## 1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

情報公開・個人情報保護審査会は、公文書の不開示等決定並びに個人情報の不開示等決定、不訂正等決定及び利用停止等決定に対して審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じて当該決定の是非を審査し、答申を行う機関です。

令和4年度の情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、次のとおりです。

### 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

第69回	令和4年4月25日(月)	諮問第80号についての審議 諮問第81号についての審議 諮問第82号についての審議 諮問第83号についての審議
第70回	令和4年10月7日(金)	諮問第80号についての審議 諮問第81号についての審議 諮問第82号についての審議 諮問第83号についての審議 諮問第84号についての審議
第71回	令和5年3月28日(火)	諮問第82号についての審議 諮問第83号についての審議 諮問第84号についての審議 諮問第85号についての審議 諮問第86号についての審議 諮問第87号についての審議 諮問第88号についての審議

## 2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要

情報公開・個人情報保護審査会の審議案件については次のとおりです。

(諮問第80号)

開示請求に係る公文書の件名	和歌山市大規模な太陽光発電設備設置審議会委員の委嘱について
実施機関	市長（環境政策課）
開示請求年月日	令和3年5月11日
決定年月日	令和3年5月21日
決定の内容	部分開示
不開示理由	意思形成過程情報及び事務事業執行情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年8月24日
諮問年月日	令和3年12月9日
答申年月日	令和5年1月26日
審査会の結論	実施機関の決定のうち、備考、男女別の委員人数、女性登用率、性別、区分は開示し、その余の部分は不開示として妥当である。

(諮問第81号)

開示請求に係る公文書の件名	和歌山市大規模な太陽光発電設備設置審議会（令和元年度第1回～第6回、令和2年度第1回～第3回、令和3年度第1回）の議事録
実施機関	市長（環境政策課）
開示請求年月日	令和3年5月11日
決定年月日	令和3年5月21日
決定の内容	部分開示
不開示理由	意思形成過程情報及び事務事業執行情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年8月23日
諮問年月日	令和3年12月9日
答申年月日	令和5年1月26日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第82号)

開示請求に係る公文書の件名	文書主任（文書副主任）報告書（主管課取りまとめ用）
実施機関	市長（総務課）
開示請求年月日	令和2年9月28日
決定年月日	令和2年10月12日
決定の内容	部分開示
不開示理由	公共の安全等に関する情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年1月4日
諮問年月日	令和4年2月14日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

(諮問第 83 号)

開示請求に係る 公文書の件名	和歌山市情報公開・個人情報保護審査会委員就任の承認の件
実施機関	市長（総務課）
開示請求年月日	令和 2 年 5 月 28 日
決定年月日	令和 2 年 10 月 29 日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和 3 年 2 月 2 日
諮問年月日	令和 4 年 4 月 6 日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

(諮問第 84 号)

開示請求に係る 公文書の件名	令和 3 年 4 月 1 日に実施する市の職員の採用に係る発令式における 市長の訓示に係る原稿の案に係る公文書
実施機関	市長（人事課）
開示請求年月日	令和 3 年 4 月 1 日
決定年月日	令和 3 年 4 月 8 日
決定の内容	部分開示
不開示理由	意思形成過程情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和 3 年 7 月 9 日
諮問年月日	令和 4 年 5 月 17 日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

## (諮問第 85号)

開示請求に係る 公文書の件名	①平成30年度相談受付第77号 ②平成30年度相談受付第152号 ③平成30年度相談受付第157号 ④令和元年度相談受付第73号 ⑤令和元年度相談受付第127号 ⑥令和2年度相談受付第61号 ⑦令和2年度相談受付第71号 ⑧令和2年度相談受付第85号
実施機関	市長（総務課）
開示請求年月日	令和2年10月22日
決定年月日	令和2年12月18日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報、意思形成過程情報、事務事業執行情報及び公共の安全等に関する情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年3月22日
諮問年月日	令和4年10月12日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

## (諮問第 86号)

開示請求に係る 公文書の件名	・令和3年度 課別組織目標設定シート（総務課分） ・令和2年度 課別組織目標設定シート（総務課分） ・令和2年度 課別組織目標設定シート（市政情報課分） ・令和元年度 課別組織目標設定シート（総務課分） ・平成31年度 課別組織目標設定シート（市政情報課分） ・平成30年度 課別組織目標設定シート（総務課分） ・平成30年度 課別組織目標設定シート（市政情報課分） ・平成29年度 課別組織目標設定シート（総務課分） ・平成28年度 課別組織目標設定シート（総務課分）
実施機関	市長（総務課）
開示請求年月日	令和3年5月6日
決定年月日	令和3年5月20日
決定の内容	部分開示
不開示理由	意思形成過程情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年8月23日
諮問年月日	令和4年10月12日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

(諮問第 87 号)

開示請求に係る公文書の件名	令和元年10月24日に実施した市長定例記者会見に係る市長の手持ち資料に係る公文書
実施機関	市長（広報広聴課）
開示請求年月日	令和3年5月7日
決定年月日	令和3年5月21日
決定の内容	不開示
不開示理由	対象の公文書を作成しておらず、不存在のため。
審査請求年月日	令和3年8月24日
諮問年月日	令和4年10月17日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

(諮問第 88 号)

開示請求に係る公文書の件名	総務局総務部人事課の職員の職又はこれに相当する職に係る事務の引継ぎに関し平成30年4月1日以降に作成し、又は取得した公文書
実施機関	市長（人事課）
開示請求年月日	令和2年11月5日
決定年月日	令和2年11月18日
決定の内容	不開示
不開示理由	対象となる公文書を作成又は取得しておらず、不存在のため。
審査請求年月日	令和3年2月19日
諮問年月日	令和4年10月26日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—



### 3 情報公開・個人情報保護審査会委員

情報公開・個人情報保護審査会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(令和5年3月31日時点)

	氏名	職名等
会長	廣谷 行敏	弁護士
職務代理	谷口 拓	弁護士
委員	千賀 祥一	茶道家
委員	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
委員	湯川 正文	和歌山県労働者福祉協議会専務理事

※会長及び職務代理以外の委員の氏名は、五十音順で記載しています。

## 7 情報公開・個人情報保護審議 会の運営状況

## 1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

情報公開・個人情報保護審議会は、個人情報の適正な取扱いについて審議するとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し意見を述べる機関です。

また、特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる機関です。

令和4年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催状況は、次のとおりです。

### 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

第110回	令和4年5月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報取扱事務開始届等の報告について</li> <li>個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)の改正について</li> </ul>
第111回	令和4年9月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度について</li> </ul>
第112回	令和5年3月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報取扱事務開始届等の報告について</li> <li>新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種に関する事務に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の点検について</li> </ul>

## 2 情報公開・個人情報保護審議会委員

情報公開・個人情報保護審議会の委員は、次のとおりです。

### 情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(令和5年3月31日時点)

	氏名	職名等
会長	小泉 真一	弁護士
職務代理	尾野 大樹	弁護士
委員	内尾 文隆	和歌山大学 クロスカル教育機構 学術情報センター 教授
委員	大山 輝光	和歌山信愛大学 副学長
委員	雑賀 静夫	公募
委員	塚田 晃司	和歌山大学システム工学部 ネットワーク情報学メジャー 教授
委員	古川 渉	公募
委員	山本 龍一	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会会長

※会長及び職務代理以外の委員の氏名は、五十音順で記載しています。

<資料編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第58号)

# 答 申

## 第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、備考、男女別の委員人数、女性登用率、性別、区分は開示し、その余の部分は不開示として妥当である。

## 第2 審査請求の経過

### 1 開示の請求

令和3年5月11日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「情報公開条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「和歌山市大規模な太陽光発電設備設置審議会の委員の委嘱に関する決裁に係る公文書」（以下「対象公文書」という。）についての開示請求を行った。

### 2 実施機関の決定

令和3年5月21日、実施機関は、「和歌山市大規模な太陽光発電設備設置審議会委員の委嘱について」を対象公文書として特定し、委員の氏名、役職名等、備考、男女別の委員人数、女性登用率、フリガナ、生年月日、性別、区分、所属団体名、住所及び印影を不開示とする部分開示決定を行った。

### 3 審査請求

令和3年8月24日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

### 4 諮問

令和3年12月9日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

対象公文書の特定及び対象公文書の不開示部分の不開示について疑義がある。よって、審査請求に係る処分に不服がある。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

和歌山市大規模な太陽光発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）の委員の委嘱について、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものについては、開示しないこととした。このことは、委員が特定されることで、委員個人が直接外部から圧力や干渉等の影響を受け、審議会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるが、また、外部からの圧力や干渉等という不利益が委員個人に対して直接的に生じることで、委員が辞任する事態又は委員の確保が困難となる事態が生じるなど、委員又は委員候補者の協力が得にくくなり、事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

なお、以上の理由の前提として、審議会における審議内容は、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成30年条例第7号。以下「太陽光条例」という。）に基づく、大規模な太陽光発電設備設置事業（以下「事業」という。）の許可又は不許可の処分に関するものであるため、申請者の利益を大きく左右する蓋然性が高く、大規模なものを対象事業としていることから、不許可処分に伴って生じる経済的損失等の不利益も大きくなることが想定される。また、地域住民や関係者の署名や要望書が市に提出されるなど、地域住民や関係者の事業に対する関心は高く、そもそも太陽光条例の趣旨が、環境と事業の調和を図ることであることから、審議内容は申請者に限らず地域住民や関係者の利益をも左右するものとなっている。つまり、審議内容が与える影響の大きさを考慮すると、審議会の委員個人に対して、外部からの圧力や干渉等が生じないよう特に配慮する必要がある。

また、市はこれまで、自由かつ率直な意見交換を行うため、委員の氏名等について非公開を条件に委員就任を依頼し、委員はそれを前提として、自由な意見交換を行ってきた。そのため委員の氏名等を開示することにより、市と委員の間の信用が損なわれ、委員の理解、協力が得にくくなるおそれがある。

以上のことから、本件処分は妥当である。

#### 第5 答申の理由

##### 1 基本的な考え方について

情報公開条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

## 2 審査会の判断

まず、本件処分により不開示とされた部分における条例第7条第3号及び第4号の該当性について判断する。

条例第7条第3号は、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がある場合に、不開示とすることができる規定である。実施機関が本件処分において不開示とした委員の特定につながる可能性のある情報は、事業の影響力を考えると、委員が特定された場合、地域住民や関係者から委員に対して、不当な干渉や圧力がかけられることは想像でき、審議会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが認められることから、同号による不開示は妥当である。

条例第7条第4号は、開示することにより、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合に不開示とすることができる規定である。実施機関が本件処分において不開示とした委員の特定につながる可能性のある情報は、当該情報が公となり委員が特定された場合に、地域住民や関係者から委員に対する不当な干渉や圧力がかけられることで、審議会における率直な意見の交換が難しくなり、審議自体に支障が生じた結果、委員のなり手の問題など審議会運営という実施機関の事務の公正又は適正な遂行に支障が出るおそれが認められることから、同号による不開示は妥当である。

次に、本件処分により不開示とされた部分が委員の特定につながるか判断する。

不開示とされた委員の氏名、役職名等、フリガナ、生年月日、所属団体名、住所及び印影は、委員の特定につながる情報であると考えられる。

備考、男女別の委員人数、女性登用率、性別、区分について、まず、性別は、別の情報と複合して特定するなどをしなければ、単一の情報だけで委員の特定につながるとはいえず、また、男女別の委員人数及び女性登用率も同様である。備考については、各委員の就任に関する補足的な情報が記載されているのみであり、区分についても、実施機関が事務上分類するために分けた区分であり、それぞれ開示することによって委員が特定されることにはつながらないと考える。

また、対象公文書は、本件処分にて開示した文書以外に存在しないとのことから、実施機関の特定に問題はないと考える。

## 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。



### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年12月 9日	諮問書の受理
令和 4年 4月25日 (第69回審査会)	審 議
令和 4年10月 7日 (第70回審査会)	審 議

### 答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第59号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求の経過

#### 1 開示の請求

令和3年5月11日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「和歌山市大規模な太陽光発電設備設置審議会の会議の議事録に係る記録」（以下「対象公文書」という。）についての開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和3年5月21日、実施機関は、和歌山市大規模な太陽光発電設備設置審議会（令和元年度第1回から第6回まで、令和2年度第1回から第3回まで、令和3年度第1回）の議事録を対象公文書として特定し、令和元年度第2回及び第3回の議事録の和歌山平井太陽光発電事業に同意した自治会名並びに令和2年度第1回から第3回まで及び令和3年度第1回の議事録の審議内容を不開示とする部分開示決定を行った。

#### 3 審査請求

令和3年8月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和3年12月9日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

対象公文書の不開示部分の不開示について疑義がある。よって、審査請求に係る処分に不服がある。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 令和元年度第2回及び第3回の議事録の和歌山平井太陽光発電事業に同意した自治会名について

和歌山平井太陽光発電事業については、同意する自治会だけではなく、同意しない自治会も存在しており、同意した自治会名を開示することで、地域社会の関係性に影響が生じ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

また、不当に市民の間に混乱を生じさせた場合、市への信用が損なわれ、それ以降、各自治会がそのような事態を避けようとして同意又は不同意の判断を控えるなど、関係者の理解、協力が得にくくなるおそれがある。

##### 2 令和2年度第1回から第3回まで及び令和3年度第1回の議事録の審議内容（以下「審議内容」という。）について

和歌山市大規模な太陽光発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）の議事録について、原則開示することとしているが、答申に至っていない議題に係るものについては、議事内容を開示しないこととしている。

審議会においては、公正又は中立な立場から自由かつ率直に審議が行われているが、その反面、検証が終わっていない未成熟又は事実関係の確認が不十分な意見が含まれている可能性を否定できず、これらの意見をそのまま開示すると、市民の誤解や憶測を招くおそれがある。

そのような市民の誤解や憶測の結果、不当に市民の間に混乱を生じさせるとともに、風評被害の発生等によって、事業者をはじめとする特定の者に不利益を及ぼすおそれがある。

また、審議会の委員がそれらのおそれを避けるべく、検証が終わっていない未成熟又は事実関係の確認が不十分な意見の発言自体を控えてしまうと、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

以上のことから、本件処分は妥当である。

#### 第5 答申の理由

##### 1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し

必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

## 2 審査会の判断

### (1) 令和元年度第2回及び第3回の議事録の和歌山平井太陽光発電事業に同意した自治会名について

大規模な太陽光発電設備設置事業は、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性のある事業であり、また、同事業に対する市民や自治会の考えは様々であることから、特定の自治会名を開示することは、当該自治会と異なる意見をもつ市民や自治会との関係を悪化させてしまい、引いては、地域社会における人と人との相互関係に軋轢を生み、混乱を招くおそれがある。さらに、仮にこのような事態となった場合、市民や自治会からの市に対する信用が損なわれ、その結果、今後同事業を含む様々な地域住民と協力して行わなければならない事業への影響も考えられ、実施機関の公正又は適正な事務の遂行に支障が出るおそれがある。よって、自治会名は、条例第7条第4号に該当する不開示情報であると判断できる。

### (2) 審議内容について

審議会における審議では、事実関係の確認が不十分な意見も存在する。大規模な太陽光発電設備設置事業は、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性のある事業であり、同事業に対する市民の関心は非常に高い。そのため、事実関係の確認が不十分な状態の審議内容を開示してしまうことで、事実と異なる情報を市民が受け取り、それによって誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるとともに風評被害等が発生することで、事業者を始めとする関係者に不利益を与えるおそれがある。答申後の議事録の審議内容は原則開示されるが、答申前の審議内容は、意思形成に至るまでの事実関係の確認が不十分な情報も含み、開示することによる市民や事業者への影響を考慮すると、原則どおりに開示することは妥当ではない。また、自らの発言によって市民の間に混乱を生じさせる事態になることを回避しようとした委員が、今後の審議会での積極的な発言を控えるようになることも懸念され、仮にそのような事態となった場合、将来に渡って審議会における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれが認められる。よって、審議内容は、条例第7条第3号に該当する不開示情報であると判断できる。

### 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年12月 9日	諮問書の受理
令和 4年 4月25日 (第69回審査会)	審 議
令和 4年10月 7日 (第70回審査会)	審 議

### 答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開制度・個人情報保護制度  
運用状況報告書  
令和4年度

令和5年5月発行

和歌山市総務局総務部総務課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1314 (直通)

FAX 073-425-0377